

ハイライト:

- ・国税庁のHPに役員給与及び交際費等の取扱いに関するQ&Aがアップされました

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

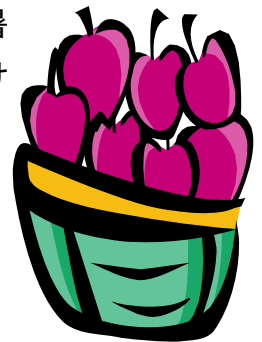
ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
役員給与のQ&A	1
交際費等のQ&A	2

今年の夏は、天気の悪い日が多かった割には、残暑が厳しい日々がまだ続いています。夏ばてに気をつけながら、過ごしたいですね。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

役員給与に関するQ&A

前号で解説させて頂いた税制改正ですが、国税庁のHPに、最近新しく、「役員給与に関するQ&A」、「交際費等(飲食費)に関するQ&A」が掲載されました。取扱いに悩む事項の解説がなされていますので、是非ご一読いただきたいと思います。今回はこの中で、特にご紹介したいQ&Aを抜粋してお届けいたします。

Q1 役員給与について損金算入される範囲は？

A1 ①支給時期が1月(1ヶ月)以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与その他これに準ずる給与(定期同額給与→Q2、従来の役員報酬と考え方はほぼ同じ)、

②その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、一定の要件を満たすもの(事前確定届出給与→Q3, Q4)、

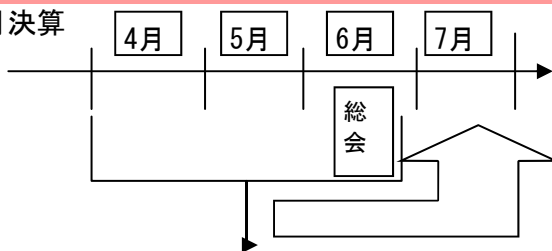
③同族会社に該当しない法人がその業務を執行する役員に対して支給する利益に関する指標を基礎として算定される給与で、一定の要件を満たすもの(利益連動給与→Q5)

上記は平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

Q2 総会で増額決議した役員報酬を期首に遡り、総会翌月に支給していた場合どう取り扱われますか？

A2 上記のA1のように損金算入されるものの範囲は、定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与とされました。いずれもその役員の職務執行期間開始前にその職務に対する給与の額が定められているなど、支給時期、支給金額について「事前」に定められているものに限られています。従いまして、すでに終了した職務に対して「事後」に給与の額を増額して支給したものは、損金の額に算入されないこととなります。

3月決算



4月～6月の増額を7月に支給しても損金算入できなくなります。例：従来900千円、総会で950千円を決議。7月に950千円 + (950 - 900) 千円 × 3ヵ月 = 1,100千円支給した場合、150千円は損金算入できません。

Q3 事前確定届出給与とは？

A3 事前にその役員に対する給与の支給時期、支給金額が定められているものにつき、税務署長への届出によりその定められている事実を確認するものです。その役員の職務執行開始日までに金額が確定していることが必要です。年に2回支給等の非常勤役員等の場合には、この事前届出制度を利用しないと、損金算入できないと考えられます。

Q4 事前確定届出給与について、所轄税務署長に届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合には、どのように取り扱われるのですか？

A4 当該事業年度に損金の額に算入される給与は、支給時期、支給金額が事前に確定し、実際にもその定め通りに支給される給与に限られます。よって一般的には、時期・金額が異なってしまった場合、事前確定届出給与に該当しなくなりますので、それが増額支給であれば増額分だけでなく、実際の支給額の全額が損金不算入となり、減額支給であれば実際に支給した金額が損金不算入となります。

Q5 利益連動給与とは？

A5 同族会社に該当しない法人が業務執行役員に対して支給する利益連動給与で、①利益に関する指標を基礎とした客観的な算定方法であること、②確定後1月以内に支払われるないしは支払われる見込みであること③損金経理をしていることの要件を満たす必要があります。

交際費等に関するQ&A

Q1 交際費改正の内容は？

A1 平成18年4月1日以後開始する事業年度より、交際費等の範囲から「1人あたり5,000円以下の飲食費」が一定要件の下で除外されました。これは資本金の金額の多寡にかかわらず、適用されます。

Q2 接待する相手方は親会社の役員等でもよいのですか？

A2 接待に際して飲食の相手を社外の者に限るとするのが趣旨ですので、資本関係が100%の親会社の役員等であっても、相手方としては社外の者に当たりますので、社内飲食費にはなりません。

Q3 1人あたり5,000円を超えた場合、超えた金額のみ交際費扱いすればいいのでしょうか？

A3 1人あたりの金額が5,000円を超えた場合には、その超える部分だけが交際費に該当するのではなく、その費用すべてが交際費に該当することになります。

Q4 飲食が1次会、2次会と複数の場所で行われた場合には、5,000円以下の判定をどのようにすればいいのでしょうか？

A4 それぞれの行為が単独で行われていると認められるときには、それぞれの行為毎に判定を行うことができます。

Q5 6月決算会社ですが、4月1日以後に支出した分から対象となりますか？

A5 会社の事業年度を基礎とした適用関係になりますので、この場合には、平成18年7月開始事業年度より適用となります。

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

